

建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について

国有林野事業特別会計の一般会計への移行に伴い、「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年5月24日付け11林野管第84号林野庁長官通知）は、平成25年3月31日をもって廃止し、平成25年4月1日以降における建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについては、「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年3月25日付け11経第718号大臣官房経理課長通知）に基づくこととする。

なお、上記の大臣官房経理課長通知の実施に当たり、国有林野事業においては下記のとおり運用することとするので、適切に対応されたい。

貴管下関係機関に対しては、貴職から通知されたい。

記

- 1 「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年3月25日付け11経第718号大臣官房経理課長通知。以下「官房経理課長通知」という。）の記の2の(1)の規定の適用について、「業種区分」とあるのは、「建設工事等契約事務取扱要領標準例」（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通達）に基づき制定した「競争参加者選定事務取扱要領」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知。以下「要領」という。）別表第1（第3条関係）の2の測量・建設コンサルタント等契約に定める業種区分をいうものとし、「有資格業者」とあるのは、要領第6条第1項の規定により一般又は指名競争参加資格があると認定された者をいうものとする。
- 2 官房経理課長通知の記の4の(1)中の「支出負担行為担当官」については、会計法（昭和22年法律35号）第13条第3項の規定に基づき、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌された分任支出負担行為担当官を含むものとする。
- 3 官房経理課長通知の記の4中の「部局長」については、林野庁長官、森林技術総合研修所長及び森林管理局長が該当するほか、農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）第4条の規定に基づき、支出負担行為に関する事務について農林水産大臣から分掌された森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長が該当するものとする。

## 建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて

平成11年3月25日11経第718号  
大臣官房経理課長から官房地方課長、各局長、統計情報部長、技術会議事務局長、各庁長官、農林水産研修所長あて

最近改正 平成18年3月28日17経第2319号

農林水産省が所掌する建設工事に係る調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合における共同設計方式を認めることとし、その取扱いについては、下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

なお、貴管下施設等機関及び地方支分部局（並びに関係の特殊法人）の長への通知については、貴職から願います。

### 記

#### 1 対象業務

次に掲げる方式により建設コンサルタント等の選定・特定手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式（「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（平成7年2月28日付け7経第257号大臣官房経理課長通達）」の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式（「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（平成8年10月28日付け8経第1627号大臣官房経理課長通達）」の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。）

#### 2 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

##### (1) 組合せ

構成員の組合せは、発注業務に対応する業種区分（「建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通達。以下「要領」という。）」別表1（第3条関係）の2 測量・建設コンサルタント等契約に定める業種区分をいう。）の有資格業者（要領第6条第1項の規定により一般又は指名競争参加資格があると認定された者をいう。）の組合せとするものとする。

##### (2) 業務形態

構成員は、この技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

##### (3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

##### (4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

#### 3 設計共同体協定書

設計共同体協定書は、別紙のとおりとする。

#### 4 資格審査

- (1) 支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式又は簡易公募型プロポーザル方式により建設コンサルタント等の選定・特定を行うときは、技術提案書の提出に関する公示において、単体企業に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。
- (2) 部局長（農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）第2条第1項に規定する部局長をいう。以下同じ。）は、(1)の技術提案書の提出に関する公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を併せて公示し、設計共同体に資格審査の申請を行わせるものとする。
  - 一 業務名、業務内容、履行期限
  - 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
  - 三 設計共同企業体の組合せ、業務形態及び代表者要件
  - 四 認定資格の有効期間
  - 五 その他部局長が必要と認める事項
- (3) 部局長は、資格審査の申請をする者に対し、別紙第1号様式の競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント等業務）を提出させるものとする。  
競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。
- (4) 部局長は、申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のを資格がないと認定する。  
審査の結果については、資格があると認定した場合は別紙様式第2号の資格確認通知書又は資格がないと認定した場合は別紙第3号様式通知書により申請者に通知するものとする。
- (5) (4)による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とする。

#### 5 参加表明書及び技術提案書

参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印  
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

#### 6 契約書

- (1) 契約書における受注者の表示  
5に同じ
- (2) 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示  
請負代金額欄の記載は次のとおりとする。
  - 一 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合  
請負代金額〇〇〇円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）
  - 二 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合  
請負代金額〇〇〇円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円  
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額のうち課税事業者の分担業務額に5/105を乗じて得た額である。）
  - 三 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合  
請負代金額〇〇〇円
- (3) 契約書中に特記すべき事項  
設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。
  - 一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」
  - 二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契

約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

別紙〔略〕